

CAN DO



“可能性への挑戦” 第66号

金田会計事務所通信

【 うまい棒ショックと金メダル 】

うまい棒が10円から12円に値上げされるようです。私はあまり食べたことがないので、周囲にはかなりショックを受けた人もいます。今まで物価は上がらないと思っていたものが違ってきているという現実を突きつけられた象徴的出来事です。

切羽詰まった状況が感じられず実感がないたため他人事のように思え、何となく日々を過ごしてはいませんか？決まったルーティンの中で過ごしているといつも通り過ごしているだけでどうにかやっていけるものですが、条件が変わると立て直すのにかなりの労力と時間が必要になります。

ルール変更の影響により日本の冬季オリンピックのスキージャンプは苦戦し、24年もかかってやっと今回北京で金メダルを獲得することができたといわれています。一方、日本の経済は失われた20年、30年といわれますが、まだこれからも失っていくのでしょうか。

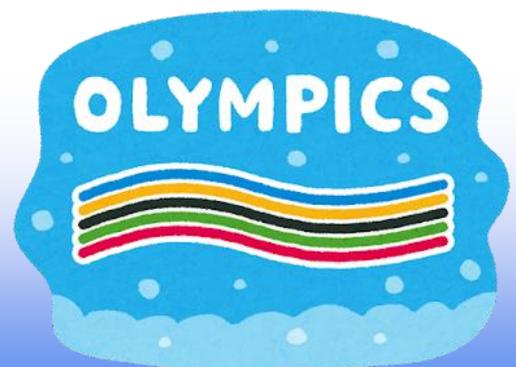
オリンピック競技のアスリートたちは栄光を勝ち取るため技術、体力、精神力を極めた厳しい努力を積み重ねて出場しています。小林陵侷選手や平野歩夢選手の姿で印象的だったのは他の競技も積極的に取り組んで自分の技術を磨いていく姿でした。意味がないとか邪道とか言う人もいるかもしれませんが、やらずして何がありませんか。そして彼らは結果を残しました。

自己の殻を破るために今まで手を付けなかったことにも積極的に取り組んでゆきましょう。 私たちも刺激をもらった彼らたちと同様、人生の金メダルを目指し、前を向き必要なものは偏見なく取り込んでゆきましょう。うまい棒(環境)なんかに動じることなく。



金田 康良

2022年 2月



令和4年度税制改正大綱

令和4年度税制改正大綱が発表されました。今回は小粒な改正といわれていますが、成長と分配を掲げ、格差是正やカーボンニュートラルの実現に加え、不正行為の厳罰化など気を付けなければならない内容があります。

【中小企業の所得拡大税制の見直し・強化】(減税・緩和)

旧制度に加え令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に青色申告書を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与を支給する場合、下記①の要件を満たせば給与等支給額の15% (②の要件を満たせば30%、さらに③の要件も満たせば40%)の税額控除が認められます。

(法人税額の20%を限度)

① $A = \frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}}$

$A \geq 1.5\%$

② $A \geq 2.5\%$

③ $B = \frac{\text{教育訓練費} - \text{比較教育訓練費(前期の教育訓練費)}}{\text{比較教育訓練費}}$

$B \geq 10\%$



(注)大企業は継続雇用者給与等の増加額が3%以上場合に15%(4%以上で25%、さらに教育訓練費20%以上増で30%)の税額控除を適用

【少額減価償却資産の損金算入制度の見直し】(延長・除外)

以下の対象資産から貸付(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものを除き、適用期限を2年延長

① 少額(10万円未満)の減価償却資産の損金算入制度

② 一括償却資産(20万円未満)の損金算入制度

③ 中小企業者の少額減価償却資産(30万円未満)の損金算入制度

節税手法で横行していたものについての規制ですが、グループ会社間でのレンタルなどは要注意となります。





【住宅ローン控除の借入限度額、控除率、適用要件等の見直し】(延長・強化)

住宅ローン控除は以下の通りに見直され、令和7年12月31日まで延長。

① **借入限度額**は以下の通り

		入居年	R4年	R5年	R6年	R7年	
借入 限度 額	新築等	認定住宅	5,000万円		4,500万円		
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円		
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円		
		その他の住宅	3,000万円		★2,000万円		
	既存等	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅等	3,000万円				
		その他の住宅	2,000万円				

★令和6年以降に建築確認を受ける新築等住宅のうち一定の省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

② **控除率**: 現行の1.0%から**0.7%**に

③ **所得要件**: **2,000万円以下**(現行3,000万円以下)

④ **控除期間**: 新築等**13年**、既存等**10年**

⑤ **床面積要件**: **50㎡以上**(R5年以前建築確認分は合計所得金額1,000万円以下の者は40㎡以上)



【住宅取得資金贈与の非課税措置の見直し】(減税・延長)

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について以下の内容で適用期限を令和5年12月31日までに延長する。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

【完全子会社法人等の配当に係る源泉徴収の不適用】

一定の内国法人が支払いを受ける以下の配当等について**所得税の源泉徴収を行わない**。(令和5年10月1日以降支払いを受ける配当等)

① 完全子法人等(株式等保有割合**100%**)に該当する配当

② 支払基準日において直接保有する株式等がその**発行済株式等の3分の1超**である内国法人の株式から支払いを受ける配当等。

【仮装隠蔽等の不正等に対する措置】(厳罰強化)

- ① 法人が仮装隠蔽行為による確定申告書の提出又は提出をしなかった場合に税務調査等で追加提出された売上原価及び費用の額は一定の場合を除き**損金に算入しない**。(令和5年1月1日以後開始の事業年度より適用)
- ② 納税者が税務調査時に帳簿の提出等がない場合の過少申告加算税等については**10%**(一定の場合**5%**)**加算する**。(令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用)

【その他の関連税制】

- ☆交際費の損金不算入の特例措置制度を2年間延長
- ☆財産債務調書の提出義務者に財産合計額10億円以上の者を追加等々

改正内容について不明点があれば弊事務所までお問い合わせください。参議院選挙が終わった来年度の税制改正では相続税・贈与税の一体課税の問題等増税に関する項目が増えると予想されます。また、**インボイス制度**や**電子帳簿保存法**に対応する準備も必要でありますのでこれらの対策についてお気軽にご相談ください。

(文責:金田)

【お知らせ】

先日、インボイス制度と電子帳簿保存法のオンラインセミナーを開催しました。ご興味のある方はメールアドレスをお教えくだされば、セミナー動画 URL とテキストを無料でお送りいたします。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/